



府消委第 289 - 1 号

平成 26 年 12 月 12 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正 士



答 申 書

平成 26 年 10 月 8 日付け消食表第 248 号をもって諮問のあった、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

※別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載
<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>